浄化槽保守点検業者の皆様へ

浄化槽法が令和元年に改正されたことに伴い、「高知県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」及び「高知市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例」が改正され、浄化槽保守点検業者に、営業所に登録する浄化槽管理士の全てに、有効期間内に１回以上、浄化槽管理士研修を受講させることが義務づけられました。（裏面、該当条文抜粋）

保守点検業者の皆様は、登録有効期間３年の内に１回、全ての浄化槽管理士に「浄化槽管理士研修」を必ず受講させてください。

「浄化槽管理士研修」の概要

開催日/会場：

▶ 令和８年 **11月20日(金)**
/高知県幡多福祉保健所３階会議室（四万十市中村山手通19）

▶ 令和８年 **11月25日(水)**
/高知県立青少年センター青少年ホール（香南市野市町西野303番地1）

▶ 令和８年 **11月26日(木)**
/高知市春野文化ホールピアステージ小ホール（高知市春野町西分340）

※上記３日のうち、どの日程で受講されても同じ内容です。

講師：公益財団法人日本環境整備教育センター
一般財団法人高知県環境検査センター
浄化槽製造メーカー（任意研修）

研修内容：
受付　9:30～
研修（任意研修含む）10:00～16:45（昼休憩11:50～13:00）
①浄化槽行政について
②浄化槽法定検査判定事例について
③浄化槽の動向と維持管理・被災浄化槽の対応　等
修了証交付　14:30～14:45　※ここまで参加必須。以降、任意参加。
④新しい浄化槽の構造・機能・維持管理について（任意研修）



問い合わせ先
【県】高知県土木部公園上下水道課　環境施設担当
Tel：088-823-9851　Fax：088-823-9036　E-mail：171801@ken.pref.kochi.lg.jp
【市】高知市環境部環境保全課　生活排水係
Tel：088-823-9471　Fax：088-823-2057　E-mail：kc-181300@city.kochi.lg.jp

（裏面）

○高知県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

昭和60年７月６日条例第14号

（登録）
第２条　浄化槽の保守点検を行う事業（以下「浄化槽保守点検業」という。）を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。
２　前項の登録の有効期間は、３年とする。
３　前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。
４～５　略

（営業所の設置等）
第10条　浄化槽保守点検業者は、県内に営業所を設置し、営業所に浄化槽管理士を置かなければならない。
２～８　略
９　浄化槽保守点検業者は、第１項の規定により営業所に置くこととされる浄化槽管理士の全てに、第２条第２項の有効期間内（同条第３項の更新の登録がなされたときにあっては、更新後の有効期間内）に１回以上、法第48条第２項第３号の浄化槽管理士に対する研修（知事が指定したものに限る。）を受講させるものとする。
10　略

○高知市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例

平成9年12月26日　条例第53号

（登録）
第2条　本市の区域内において，浄化槽の保守点検を行う事業（以下「浄化槽保守点検業」という。）を営もうとする者は，市長の登録を受けなければならない。
2　前項の登録の有効期間は，3年とする。
3　前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は，更新の登録を受けなければならない。
4～5　略

（営業所の設置等）
第9条　浄化槽保守点検業者は，本市の区域内に営業所を設置し，当該営業所ごとに浄化槽管理士を置かなければならない。
2～7　略
8　浄化槽保守点検業者は，浄化槽管理士について，第2条第2項の有効期間ごとに1回以上，市長が適当と認める研修を受けさせるものとする。ただし，市長がやむを得ない事由があると認めるときは，この限りでない。
9～11　略